

2 番 通告2番、1番議員、清水亜樹です。

通告にしたがい、1、障害者差別解消法への町の取り組み対応は、2、大規模災害時の要援護者名簿について質問いたします。

平成25年6月に成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が本年4月に施行されました。障害者が健常者と同じように暮らせる社会を実現させるため、不当な差別を禁止し、障害のある人からの要望には負担が重すぎない範囲での合理的配慮が求められます。合理的配慮については、国や地方自治体、公共機関については法的に義務づけ、民間事業者に対しては一律の対応が難しいことから努力義務となりました。障害をかかえた方々にとって、同法施行により障害者が同じように暮らせる、社会参加できるきっかけであり、大きな期待があると感じています。行政が率先して取り組んでいくべきと考え、次の4点について質問いたします。

1点目、同法についてどのように啓発を町民に対し行ってきたか。また、今後の啓発活動は。

2点目、国は障害者に対して不当な差別があった合理的な配慮が提供されなかった場合において、国は自治体の相談窓口相談するよう呼びかけています。本町においては、障害を理由とする差別に関する相談体制の整備状況は。

3点目、同法では障害者差別解消支援地域協議会を設置することができるとされているが、本町の協議会設置に関する考えは。

4点目、地方公共団体は、地方公共団体職員対応要綱を定めるよう努力規定が設けられているが、本町の策定状況は。また、策定されていればその公表はどのように行われ、職員への周知を徹底されているのか。

次に、2点目の2つ目の質問をいたします。4月14日に熊本で震度7を記録する地震が発生しました。今も多くの方が避難生活を送っております。発生当初余震が多く続く中、また暗い中という状況の中で避難をしたと聞いております。その中で、体の不自由な方、障害を抱えている方などは特に不安だったと思います。本町における避難支援体制についてお聞きいたします。

要援護者簿作成についてにあたって登録を求め、同意を得ているのか。また、同意を得る際はどのような方法をとっているのか。

以上、登壇での質問と致します。

町 長 通告2番、清水亜樹議員の「障害者差別解消法への町の取り組み、対応は」、2点目は「大規模災害時の要援護者名簿について」というようなことでございます。

1 点目につきまして、細部にわたって4 点4 項目にわたっておるわけでございます。1 から4 まで合わせて御答弁させていただきますことをお許しいただきたいと思います。

障害を抱えた方々に対するより大きな施策の流れといたしまして、平成18年に国連において障害者の権利に関する条約が採択されるなど、近年、障害者の権利保護に向けた取り組みが国際的に進展してきたところであります。我が国においても、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、平成23年に障害者基本法が改正されました。その第4条において、基本原則として「差別の禁止」が規定されたところであります。

本年4月に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称、「障害者差別解消法」）は、障害者基本法で規定する差別の禁止を具体化するために制定されたものでございまして、この法律では差別を解消するための措置として、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去について、合理的配慮の提供を求めています。これにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共に暮らせる社会の実現を目指すものとなっております。

この法律の施行によりまして、特に国や自治体は法的な義務として新たな対応が求められることとなったものでございます。地方公共団体におきましては、職員対応要領の策定は努力義務となっておりますところでございますが、障害者差別解消法が目指す社会の実現への取り組みは、町組織全体を挙げての取り組みと理解しておるところから、関係各課による協議、調整を踏まえ、町職員が遵守すべき服務規律として機能するよう、今年度の早い段階で策定をいたし、公表につなげていきたいという考えでおります。

なお、策定にあたりましては、神奈川県をはじめ、近隣においても策定済みの市や町があることから、これらを参考にしながら、「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮」について、具体例や望ましい事例を示せるよう留意してまいりたいと考えておるところでございます。

また、障害をお持ちの方と接することのない職員が存在することを前提にいたしまして、職員の対応がよりよくなるよう、職員向けに障害の理解や障害者への対応に関する情報を提供したり、庁内LANを利用したニュースレターの展開などの啓発を行っていくことも計画としておるところでございます。

なお、障害者差別解消法では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と

接するような場合や、個人の思想、また言論といったものは対象にしておりませんが、一方で、差別のない社会の実現に向け、一般の方も含め、広く町民にこの法律の趣旨や内容について御理解いただくことは大変重要なことであるというような認識をもっております。

現在、国や県などから配布されるリーフレットやポスターを活用し、保健福祉センターなどで、配架や掲示をしております。今後は、広報おいへの記事掲載により、町民に向けて、より一層の啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。あわせて、職員対応要領を策定いたしました際には、町ホームページ上で公表し、町職員の対応や取り組みに御理解を求めるとともに、御意見などもお受けするようにいたしますというような考えでおります。

次に、相談体制についての整備でございますが、障害者差別解消法では、障害を理由とする差別に関する相談の窓口として新しい組織を設けることはせず、基本的には、既にある機関などを活用し、その体制の整備を図ることとしておるものでございます。

障害のある方からの相談や紛争解決につきましては、既に、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局、人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しているところでございます。

また、介護福祉課においては、日ごろ障害をお持ちの方々と接する機会の多いことから、不断に相談を受け付けることがあります。障害者からの訴えに対し、一次的な相談の受け皿としての役割を今後とも果たしてまいろうという考えでございます。その上で、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決に向けた取り組みを主体的に行うためのネットワークづくりの仕組みとして、障害者差別解消支援地域協議会の設置が期待されておるところであります。

地域協議会につきましては、地方公共団体の機関がそれぞれの地域で組織できるものであり、あるいは地域レベルで既にある機関により地域協議会を組織することができることとなっております。現在、1市5町との地域の事業者で構成している「足柄上地区地域自立支援協議会」の枠組みを活用いたし、これに地域協議会の機能を付与することを検討しておることから、本町にあっては、関係市町との綿密な連携を図り、地域協議会の設置に向けて積極的にかかわってまいりたいというような考えでございます。

2点目の大きな2点目の御質問でございますが、先ほどの細田議員の質問の中で、答弁させていただいております。

町では、平成26年の避難行動要支援者制度の制定に基づき、旧要援護者支援制度に基づき登録をされた方に加え、一定の介護認定や障害認定を受けている方について、関係部局が把握している情報を収集し、「避難行動要支援者名簿」を作成しております。

ちなみに、平成27年度の登録者は、395名となっておりますが、このうち、198名が旧要援護者支援制度による方法で登録をしている方で、そのほとんどの方が民生委員児童委員の御協力により、名簿の情報提供の同意を得ており、平常時から自治会をはじめとした関係機関へ提供をしております。

一方、新制度に基づいた名簿の作成については、情報収集の整理、旧制度での登録との突合作業を行い、197人の方を名簿に登録したところでございますが、現在のところ情報提供の同意を得ておりません。災害時の場合のみ関係機関に提供されることになっております。ですから半分の方が新制度、半分の方が旧制度ですね。旧制度を御利用された方のほうが地域との連携ももっと密になるんじゃないかなと考えるところでございます。

今後は、災害時に自力で避難できないなど、避難にあたり支援を要し、かつ家族等の支援を得られない状況かどうかなどの確認なども含め、情報提供の同意を得ていくための方法を検討し、多くの方に同意していただくようにしていきたいというような考えをもっておるところでございます。

町といたしましても、一つ個人のやはりプライバシーもあるわけでございますが、一方的な対応をとるといようなことが不可能な今日でございますので、やはりみずから手を出された方と制度的なものを救済しようというとおのずとこの辺のところは温度差が変わってきてしまうといようなことはやむ終えんことじゃないかなといようなふうに思うわけでございますので、なかなかこの辺のところが残念なことじゃないかなといような思いをしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 1 番 非常に前向きな答弁だったというふうに認識しました。確認とかそういった意味で再質問させていただきます。障害者、この同法の件は多くの町民の方々、また障害者の方々を含むような形で幅広く周知して啓発していかないといけないというふうに、そこが重要だというように町長も言っておられたんですけども、確認の意味で、ホームページや、または広報おおいに掲載するなどして周知を図っていただきたいというふうに思いますけども、あと個別にわかりやすいパンフレットですね。パン

フレット確か総務省等で発行してるかと思うんですけども、そういったわかりやすいパンフレットを全戸に配布するなど、そういった考えが、またあるのか、その辺確認の意味でお聞きします。

介護福祉課長 パンフレットにつきましては全戸配布という形では今しておりませんが、公共機関等において現在も配架をさせていただいてるという状況でございます。議員おっしゃるとおり、周知につきましては広報おい、もしくはホームページ等で今後、職員要領の作成に合わせた中で広く周知をしていきたいというふうに考えてます。

以上です。

1 番 ぜひ、できるだけ早くによりしくお願いいたします。

地域、支援地域協議会なんですけども、本来ならばこの法律が施行される前に効果的円滑に行われるよう、課題点等話し合ってもらえる協議会があつてよかったのではないかなというふうに思うんですけども、そういった検討、そういう協議会を立ち上げるような、設けられるような検討はされなかったのかどうかお聞かせください。

介護福祉課長 先ほども申し上げましたように、いわゆる1市5町で設置してます自立支援協議会の中では、今後の体制に向けてそれを付与していこうという形の中で以前から話し合われておりましたけども、結果的には法律の施行前に設立にいたってなかったということでございます。

以上です。

1 番 相談窓口の件なんですけども、特別新たに相談窓口を設けることは考えてないっていう答弁でしたけども、相談窓口はいわゆる障害者が不当な差別を受けたとか、例えば障害を理由にアパート等の入居を断られたとか、これは不当な差別にあたるわけなんですけども、それとかあと例えば教育現場において、教育機関とかにおいて合理的配慮、例えば発達障害だったり学習障害。こういった子たちが児童とか生徒とかまたはその保護者とかからこういった合理的配慮、こういったことをしてくださいっていうことに対して答えることが必要だと思うんですね。なかなか民間事業者に対したり、そういった直接の現場に対してどのように対応して物を言っていたらいいかっていうのがなかなかわからなかったり、なかなか言いづらかったりする部分があるかと思うんですね。特別なそういった相談窓口を新たに設けるのではなくても、例えば介護福祉課のほうでそういった窓口を設けて、そういう相談窓口がありますよっていうことを障害者に伝えるっていう、周知するっていうことも必要だと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

介護福祉課長 相談窓口につきましては、国のほうでも新たな相談窓口を設置はしないでいろんな既存の機関を活用しなさいということでございますので、今までどおり介護福祉課のほうでそういった相談窓口にするというふうな体制に引き続き行っていきたいというふうに考えてます。

以上です。

- 1 番 そうしましたら、ぜひ障害者または広報にこういった相談を受けるということをお知らせする。そういったことも取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

職員に対してのガイドラインっていうか要綱、この辺の策定が今現在はまだされてないということですが、これも本来ならば施行される前に策定していただきたかったなというふうに思うんですけども、例えば障害の方が健常者と同じように町で行われるイベント、行事、それ等はあるいは会議とか、そういったものに参加したときに、参加したいと申し込みがあったときに、どういう配慮が必要なのか。そういうのが職員がそれに対して対応しなければいけない。また、そういったことに対して、職員が理解していないとなかなかそういったことも配慮ができないというふうに思うんですね。この要綱策定っていうのは早期にやっていただきたいというふうに思うんですけども、いつごろまでにその要綱を策定し、職員にどのような形で通知していくのかお聞かせください。

介護福祉課長 要綱の策定につきましては、上半期ということの中で8月末を目途にということで考えております。同時に要領とはまた別に、いわゆる職員向けのマニュアル的なもの、要領になると大変かたい表現になりますので、要はマニュアル的なものをいかに具体的にするとところがつくれるかというのが一番の課題だと思いますので、そのところで少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

- 1 番 ぜひ早期に、やはり難しいものじゃなくてわかりやすい要綱をつくって、要綱っていうかガイドラインとかいろんな例を挙げたものをつくっていただいて、よりわかりやすいものを周知していただければと。上半期っていうことですので、9月までには行われるということでよろしく願いいたします。

この法律が大きなきっかけとなって障害者と健常者が同じように暮らせる社会、この合理的配慮とかこういったことが当たり前のように行われることを町が取り組んでいく。こういったことを望んで、次の質問に入ります。

2点めの質問なんですけども、要援護者名簿策定についてなんですけども、先ほどの同僚議員からも関連した質問がありましたので、多少重複するかと思うんですけども、この要援護者名簿については旧の制度なんですけども、これも実際、現にいかされているというふうに認識してるんですけども、この名簿が同意を得て初めて効果がある名簿というふうに認識してるんですが、その辺いかがでしょうか。

介護福祉課長 旧制度によるものにつきましては、要は手挙げ方式ということでございますので、同意を得て使って活用してるというところでございます。

以上です。

- 1 番 手挙げ方式なんですけども、結局先ほどの質問のときにあったように、要援護者が災害時に新制度の避難行動困難者名簿。これは発災時にならないと、その効果が発揮されないわけですよ。そうすると、なかなか災害時当初に自主防災組織でそれを活用するっていうのが、なかなか難しいというふうに思います。そうするとその同意を得ている名簿が、名簿というか自治会のリストが、発災当初は非常に活用されると思うんですけども、例えば安否確認のときとか、そういったときに効果されると思うんですけども、これをなかなか自治会でも、例えば民生委員さんとかが一生懸命回って、そういった名簿を作成されているんですけども、なかなかそのリストをつくるのが難しいというふうに言ってるんですね。ですから、例えば障害者手帳を申請するとき、また手帳を発行するとき、そういったことをお知らせする窓口のほうで、こういう制度があるということをお知らせして、同意を得るというふうなお考えはございませんでしょうか。

介護福祉課長 いずれに対しましても、新制度に基づく登録については、先ほど御答弁させていただきましたけども、同意を得られてないという状況ですので、これにつきましては、何らかの形の中で同意を得ていくような形の中で、方策を考えていきたいというふうに考えてます。

以上です。

- 1 番 その何らかの方法っていうのも、例えば障害者手帳をお持ちの方に関しましては、町のほうで把握されているわけですから、この辺はその個別に通知を出して、そういった説明または電話なりをして、その説明をして同意を得る努力っていうのも必要だと思うんですね。そういった方法で、個別にとっていくっていうお考えはございませんでしょうか。

介護福祉課長 新制度に基づく名簿については、障害手帳を持っている方とか、いろんな要件がございますので、そういったものの情報を収集した中で、旧制度とだぶらないような形の中で、できているという状況でございまして、

今の作業はそこまでということで、今後、今おっしゃいましたように個人情報との関係がありますので、その情報で民生委員さんで回ってもらって同意をしてもらうような形がとれませんので、そういった形以外の方法とらなきゃいけないので、今おっしゃるとおり郵送での御案内とか、そういった形の中での方策を検討するということになると思います。

以上です。

- 1 番 中にはそういう手挙げの制度なんですけども、その制度自体が知らない。わからない。障害をもった方々が、多くいられるんですね。昼間、障害を抱えた方が一人で在宅しているけども、自治会の方が回ってきたとか、民生委員の方が回ってこられたかということ聞いても、そういったことはなかったと。そういう制度が、災害時にそういう支援があるということを知らない障害者の方も多くいられるんですね。ですから、そういったことはこちらから通知して教えてあげて、同意を得る。理解をして同意を得て、そういった制度。で、自主防災にそういった名簿ができることが一番望ましいと思うんですね。ですから、民生委員さんと自治会と行政のほうと連携をとって、同意を得られる作成が一番望ましいと思います。ぜひですね。その辺を進めていっていただければなというふうに思います。

それと、新制度の避難困難者名簿についてなんですけども、これは以前なんですけども、確か足柄消防組合の時代ですと、その名簿を活用して、消防署のほうで、消防機関のほうで、その名簿に基づいて地図上にその避難者の家を印つけてたというようなことを少しお聞きしたことはあるんですけども、その辺の制度っていうのは今、制度っていうか体制は、どのような形になっているのかをお聞かせください。

介護福祉課長 名簿に基づいた行政地図の中での位置づけはしてる地図というのは、(反訳不能) ます。

以上です。

防災安全室長 あの名簿につきましては、旧制度の名簿なんですけど、現在消防本部のほうにも提供されてるという状況なので、それにつきましては日ごろから、地図上におとしている状況です。

以上です。

- 1 番 その新制度の同意、不同意を得ないで活用できるその名簿に関しては、その消防関係者には現段階では提供はできないのでしょうか。その名簿を地図上におとすことっていうのはできないのでしょうか。

介護福祉課長　　いわゆる同意を得られてない部分については、事前には情報提供はできないということでございますので、町のほうではその後も制御していくというところでございます。

　　以上です。

- 1　番　　そうすると新制度の同意、不同意を得ないでできている名簿ってというのは、発災時にしか有効活用されないということになりますと、行政でそれを抱えていても、先ほどの答弁にあったように、発災当初に職員が動けるようには、やっぱり時間がかかってくるというような理解になってくると思うんですけども。そうするとやはり障害者だったり、高齢者の方が支援が必要だという方には、同意をとっていくっていう。一番は、自らがお願いしますっていう形で、自治会なり自主防災なりをお願いすることが一番望ましいかと思うんですけども、なかなか障害者がそういったことを自ら言う。物を申すっていうのが、なかなか難しい部分があるかと思うんですね。

　　ですから、自主防災に言いづらい場合、また自治会となかなかつながりがない場合、町を通してその自主防災にそういったことを、町でも情報をもって、そこをこういった方が協力をお願いしたいと、要請を、支援をお願いしたいということを言ってるってことをやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。その辺もう一度、いかがお考えでしょうか。

介護福祉課長　　繰り返しになりますけども、今後災害時に自力で避難できないなど、避難にあたり支援を要して、かつ、家族の支援を得られない状況下とか、こういうことも確認した上で、情報提供の同意を得ていくための方策を検討させていただいて、多くの方が同意をしていただけるように努力をしていきたいと考えてます。

　　以上です。

町　　長　　国民が行政不信になってるのかどうか分かりませんが、権利は主張されるんですけど、じゃあ自分がどうしてほしいのかっていうことも含めて、権利の部分だけなんですよね。そここのところの義務的な部分っていうものが、きちっと明確にされない限り、権利も本来であったら主張できないんですよ。しかしながら、私は安全で、そしてこの尊い命を守ってほしいっていう主張はあるわけですよ。権利として。しかしながら、じゃあ私は赤裸々にどこの部屋で寝てんだっていうことぐらいまで、情報提供としては我々にしても、近隣の助けられるサポートする側も必要なわけですよね。この辺のところの、やはり信頼関係ができないと、なかなか難しいのかなというようなことであります。我が国の今の状況は、

周りが信頼しちゃだめだって、家族さえ信頼しないで、それで権利の主張ってというのは、このところが非常に難しいんじゃないかな。これは、我々も努力をして民生委員さんのとか、地域の方々の努力をして、信頼関係の上にやはり築き上げれるようにならないければ、マニュアルがあっても机上の空論ばかり言って、防災なんてのはできないんじゃないかなと。我々は、私も自主防災の中で一応、加わるのですが、我々の国は、国じゃあどれだけのことができるのか。私たちは、国でどういうことをしたらいい。自主防災よりも、何よりも、国だけでじゃあ幾日間生活できんのか。生き延びることができんのか。食糧の確保をどうするか。じゃあ、寝る環境はどうするかっていうようなことを、やはりそんな議論を国の中でさせていただくわけでございますけど。そういうような地域の本当に信頼できる隣近所のつながりが、必要じゃないかな。まして、そういうたびにも、行政がこれからどうやって信頼を取り戻して、情報提供をあいにく町民の皆さん方がしていただけるか。そういうふうな信頼関係づくりも、始めていく必要があるんじゃないかなと考えております。

以上です。

議

長

以上で、1 番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります